

## 大坂冬の陣開戦までの西国大名の動向：黒田長政・島津家久を中心に

福田，千鶴  
九州大学基幹教育院：教授

<https://doi.org/10.15017/1657346>

---

出版情報：九州文化史研究所紀要．59，pp.1-30，2016-03-31．九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門  
バージョン：  
権利関係：



# 大坂冬の陣開戦までの西国大名の動向

—黒田長政・島津家久を中心に—

福 田 千 鶴

はじめに

慶長十九年（一六一四）の大坂冬の陣、さらに翌二十年の夏の陣での敗北により、大坂城の豊臣家は滅亡する。従来、この陣に関しては、慶長十六年の二条城会見後に加藤清正、浅野長政・幸長父子という豊臣系大名を失ったあと、豊臣秀頼を支える大名は福島正則のみとなり、大坂に籠城するにあたり秀頼は諸大名に助成を依頼したが、これに応じる大名はいなかったとされる<sup>(1)</sup>。つまり、秀頼は諸大名からは孤立無援であったという評価がなされてきた。よって、大坂の陣に対する評価も、すでに命運尽きていた豊臣家を最終的に滅亡させた戦争であり、天下分け目の戦いとしての積極的な評価はなされてこなかった<sup>(2)</sup>。

しかしながら、秀頼は諸大名からの進物の返礼として慶長十年より黒印内書を発給し始めるが、その発給範囲は国持大名のほとんどを網羅する<sup>(3)</sup>。なかには、徳川譜代の榊原康勝や上杉家の老臣直江兼続に宛てた内書も伝来するし、二条城会見後から大坂の陣までの間の発給と判断される内書も確認できる。このような状況を客観的に判断すれば、慶長期の秀頼は大坂城でまったく孤立していたとはいえなくなる。にもかかわらず、諸大名が秀頼の援軍要

請に応じることはなかった。それはなぜなのか。

そこで、本稿では、秀頼と諸大名が慶長期にも贈答を続けていた状況を前提に、慶長期の秀頼は「秀頼様」と諸大名から崇められる存在であったにもかかわらず、なぜ大坂の陣において諸大名は秀頼の援軍要請に応じなかったのか、という問題を設定し、大坂の陣の展開を再検討してみたい。方法としては、慶長十九年の西国大名の動向について、黒田長政と島津家久を中心に大坂の陣に至る政治過程を明らかにする。

## 一、慶長十九年前半の黒田長政の動向

慶長十九年（一六一四）は江戸城の石垣修築普請があり、年初より西国大名は家中を動員して江戸に詰めていた。同じく江戸滞在中であった黒田長政は、四月七日付で三か条の起請文を提出した。宛所はないが、第一条に「貴老様御父子」とあり、第三条には「貴老様」とのみあるところから、將軍徳川秀忠付年寄の本多正信宛のもの<sup>(4)</sup>と判断できる。

### 【起請文①】

#### 起請文前書之事

- 一、近年手前之儀 御所様御前滞申候処、貴老様御父子以御執成、忤家相統之儀至子孫長御芳志不可有忘却事、
- 一、御隠密にて奉得御意儀、少も他言申間敷事、
- 一、対貴老様表裏ヲ存間敷事、

慶長廿年卯月七日

内容は、長政が近年、「御所様」（徳川秀忠<sup>(5)</sup>）に対して差し控えることがあったが、本多正信・正純父子の取り成

しにより、黒田家を継続できた芳志を子孫に至るまで長く忘却しないこと、隱密に知ったことは一切他言しないこと、本多正信に対して表裏を構えないこと、を誓約した。これを起請文①とする。

黒田家を危機に陥れていた事態については、四月十二日付で本多正信に宛てた次の五か条に及ぶ長政の申し入れにより明らかとなる。<sup>(6)</sup>

慶長十九年於江戸佐渡守殿江申入覚

一、先年井伊兵部少輔殿を以得御意候已後、佐州公御心中被対拙者不相替御懇之段忝存候、以来共ニ諸事御指南奉頼候事、

一、右衛門佐縁辺之事、

一、大相州成行ニ付拙者手前之事、

一、先年於伏見奉行共対 大御所様以使者申上候以後、為私申談衆無御座候事、

一、拙者相詰申、妻子をも引越可申と存候事、已上、

理右同

内々近藤兵九郎方迄之覚書被成御覽候、御口上之通も可被聞召届御懇意之貴札忝存候、殊更世間取沙汰貴公不被成御存之由今以太慶存候、弥以拝顔得芳意致安堵度候条、其御心得候て可被下候、委細ハ兵九郎方可被申上候、  
恐惶

猶以被為入御念御紙面忝次第不得申上候、以上、

慶長十九年卯月十二日

本佐州様

第一条では、井伊直政（一六〇二年没）のあと、本多正信が諸事を指南する取次役を担当してくれていることへ

札を述べ、以後も引き続きの指南を頼んでいる。第二条では、嫡子忠之の縁辺のことを挙げるが、これは第三条にある大久保忠隣が年初に改易されたことにより、忠隣の娘が忠之の婚約者であったことが問題とされたのだろう。それは、第三条で大久保忠隣と長政との関係が問題となっていたことから判断できる。第四条は、具体的に何を指すのか特定できないが、関ヶ原合戦前に伏見で豊臣奉行たちが徳川家康に対して異議を唱えたことを意味し、それ以後、長政がこれらの奉行たちと私的に談合したことはない、と誓約した。第五条では、以後は長政自身が江戸に詰め、妻子以下も江戸に呼ぶ予定を告げている。末尾では、本多正信の懇意に感謝し、とくに「世間の取沙汰」に関して正信が関知しないとする態度をとってくれていることを喜んでいる。

以上をまとめると、大久保忠隣の改易にともない、世間でさまざまな嫌疑をかけられていた黒田長政が、大久保忠隣および豊臣方との交流関係を釈明し、長政自身と妻子の江戸在府を約束して徳川將軍家への恭順を示し、家康付の井伊直政死去後から本多正信が黒田家の取次となつて將軍秀忠との間を執り成してくれていることに感謝し、以後も変わらぬ指南を頼んだということになる。

さらに、七月になると、長政は再び本多正信に対して次の八か条の覚書を提出した。「長政公御書出令條」の写しではいずれも「慶長十九年七月四日」としているが、黒田家文書のなかに伝来する写しは単に「七月廿日」となっている。以下、黒田家文書の写しを掲げる。<sup>(7)</sup>

#### 誓紙之覚

- 一、毛利殿家中之衆誓紙三之内壱つハ井兵部殿へ渡申候事、
- 一、井兵部殿と誓紙互ニ取カハシ申候事、
- 一、相良左兵衛誓紙壱つ有之事、
- 一、將軍様大坂へ御打人之年、以大相州 將軍様江誓紙上申、御直ニ被成御祝着之旨被 仰出候事、

一、関ヶ原二而金吾中納言殿誓紙御座候つる、是ハ平岡石見守出入ニ付而返申候事、

一、浅紀州互之誓紙、大御所様以御誕取替シ申候、一乱之後戻申候、定但馬守所ニ可有御座候事、

一、鍋嶋誓紙ハ学校・拙子使ニ而兵部殿へ渡申候事、

一、三好丹後・森対馬誓紙、是も兵部江渡申候事、

此外ニハ無御座候、勿論其已後入魂之状も何方ニも御座有間敷候事、以上、

七月廿日

本佐州様

第一条に「毛利殿御家中衆」とあるのは吉川広家（周防岩国）のことで、彼と交わした起請文三つのうち、一つは井伊直政に渡した、つまり所持していないという。残る二つの起請文原本は本多正信に提出されたことが、黒田家文書に残る写しの包紙上書からわかる。<sup>(8)</sup>

第二条では、井伊直政とも互いに起請文を交わしたという。これは「(慶長三年)極月廿五日付」の三か条の起請文<sup>(9)</sup>で、家康に対して入魂であることを前提に、直政が長政に対し抜公事・表裏・無沙汰等をしてないことを誓約する内容である。この原文書も本多正信に提出された。

第三条では、肥後人吉の相良左兵衛頼房の起請文は所持しており、この原文書も本多正信に提出された。内容は、大閤の遺言により家康が秀頼に疎略ないことを確認したうえで、家康に忠節を尽くすことを長政に誓約する内容となっている。

第四条では、將軍秀忠が関ヶ原合戦後に大坂城に入城した際、大久保忠隣（当時は秀忠付老中、小田原相模）を通じて誓紙を提出し、直に祝着である旨の詞がけがあった。この原文書は、その経緯からすれば秀忠の手下にあるべきものだろう。

第五条では、関ヶ原合戦に小早川秀秋（「金吾中納言」）の誓紙をうけたが、これは平岡頼勝の出入り（おそらく、頼勝が讒言され、小早川家を退去した件）の際に返却したので所持しない。

第六条では、浅野幸長（紀伊守、当時は甲斐府中、浅野長政の嫡子）とは家康の命令で起請文を交わしたが、合戦後に返却したので浅野のもとにあるはず。

第七条・第八条では、鍋島（肥前佐賀）、三好房一・森可政（家康相伴衆）との誓紙も、井伊直政に渡した。

これ以外に長政が交わした誓詞はないし、もちろんその以後に「入魂」にしている書状などはどこにもないはずだ、と証言している<sup>(10)</sup>。要するに、関ヶ原合戦前後に黒田長政が起請文を交わして同盟関係にある人物の洗い出しがおこなわれたのである。これは、内容を見る限り、大久保忠隣の改易と直接関わるような記事はない。

さらに七月二十三日になると、駿府に滞在中の徳川家康の出頭人（年寄）である本多正純に宛てた起請文四か条を作成した。

【起請文②A】

起請文前書之事

- 一、勿論之儀と乍申、奉対 両御所様無二可抽忠勤覚悟ニ御座候事、
- 一、如此之上者、御両殿様御前之儀、偏貴殿御指南奉頼候事、
- 一、対貴殿聊無疎略、以来迄御馳走可遂事、
- 一、以御隠密被仰聞候儀一切他言仕問敷候、已上、

七月廿三日

本上州様

内容は、「両御所様」（家康・秀忠）への忠勤を励むこと、今後は「御両殿様」（家康・秀忠）に関わることは本多

正純の指南を頼みたいこと、正純を疎略にせず、馳走をすること、隱密に聞かされたことは一切他言しないこと、を誓約した。

長政はすぐに家臣の黒田内膳利良と久野右馬助重綱を駿府に派遣し、本多正純のもとに右の案文を届けたことが、次の本多正純書状からわかる。<sup>(11)</sup>

(猶々書は省略)

御懇札拜見忝存候、仍為御使黒田内膳・久右馬助殿御越被成、被存其旨候、然者此以前より、大御所様御為を思召候ニ付而、其方之御せいし為安書、又御兩人之口上候通、懇ニ承候、尤之事と存候、尚、両御所様へ御無沙汰被成間敷候、御心底之通御両所委被仰聞候、将亦、両御所様之御為をさへ思召候者、我等儀何程も御無沙汰なく、貴殿様之御馳走可申上と存候、心安可思召候、又御書物之儀者尤候、何様ニも貴殿様次第候、兎角懸御目候而可申上候、委ハ右馬助殿・内膳殿可被仰上候間、不能一々、恐々謹言、

本多上野介

七月廿九日

正純(花押)

黒田筑前守様

御報

さらに黒田家文書のなかには、本多正信に宛てた誓紙前書の控えが伝来する。<sup>(12)</sup>

【起請文②B】

起請文前書之事

- 一、勿論之儀と乍申、奉対、両御所様無ニ可抽忠勤覚悟ニ御座候事、
- 一、如此之上者、御両殿様御前之儀、偏ニ貴殿御指南奉頼事、

大坂冬の陣開戦までの西国大名の動向



一、諸事無表裏可得御意事、

一、以御隠密被仰聞候儀一切他言仕間敷事、

一、対貴殿聊無疎略、以来迄御馳走可遂事、

以上、

本多佐渡殿へせいし前書のひかへ

本多正純宛にはない第三条があり、全五か条となつて<sup>(13)</sup>いる。また、第四条と第五条が入れ替わるなどの違いがあるが、第三条以外の内容はほぼ同じなので、本多正純宛の起請文②Aと同じ目的で作成されたものとみてよいだろう。

よつて、本多正純宛の起請文②Aでは家康・秀忠への忠勤が誓約されているから、その原文書は起請文②Bとともに本多正信に提出されて秀忠のもとで管理され、黒田家では起請文②Aの案紙を家臣二名に持たせ、駿府において本多正純に提出されたと考えておく。

ところで、大坂の陣の発端となる方広寺大仏殿の落慶供養に関しては、まず七月三日に天台宗の僧侶で家康側近の南光坊天海が、八月に予定されていた方広寺大仏殿の堂供養の着座順に異議を唱えた。同月十七日には、駿府の家康が大仏殿の棟札に大工の名が記されていないことを問題にし、さらに同月二十一日になると大仏開眼供養のため作成した鐘の銘に不吉な文字が書かれていると立腹し、供養執行の延期を申し入れる事態になる(『駿府記』『本光国師日記』)。駿府から江戸までは二三日で書状が届けられるから、長政が正信に対して自身の交流関係を釈明し、起請文②A Bを提出した七月二十三日前後は、次々と右に関わる情報が江戸に届いた頃であった。

つまり、方広寺大仏殿をめぐる家康が大坂方に異議を唱え始めるのに相前後して、江戸では黒田長政の交流関係を洗い出し、起請文をもって徳川將軍家への忠勤を誓約させていたのである。この経緯は、徳川方が大名に対して個別に圧力をかけて交流関係を調査し、大坂方に付く可能性のある人物を味方に付ける戦略を展開するなかで、

戦争の口実をつかむための鐘銘事件を起こしたことを意味している。<sup>(14)</sup>

## 二、九月七日の起請文提出

慶長十九年の諸大名の動向は複雑である。というのも、東の大名は越後高田城（上越市高田）の普請、西の大名は江戸城石垣修復普請に動員されていたからである。

江戸城は、四月八日より根石を置いて本格的な普請を開始した。動員された助役大名は、浅野長晟（紀伊和歌山）、古田重治（伊勢松坂）、藤堂高虎（伊勢津）、福島正則（安芸広島）、毛利秀就（長門萩）、吉川広家（周防岩国）、池田隆（播磨姫路）、森忠政（美作津山）、池田忠継（備前岡山）、池田長吉（因幡鳥取）、加藤貞泰（伯耆米子）、有馬豊氏（丹波福知山）、京極忠高（若狭小浜）、細川忠利（豊前小倉）、黒田長政（筑前福岡）、加藤忠広（肥後熊本）、鍋島勝茂（肥前佐賀）、松浦隆信（肥前平戸）、寺沢広高（肥前唐津）、島津忠興（日向佐土原）、伊東祐慶（日向飫肥）、山内忠義（土佐高知）、蜂須賀至鎮（阿波徳島）、加藤嘉明（伊予松山）らの名が確認できる。西国の主だった大名が、江戸に張り付けられていたことになる。

その普請も一段落した九月七日に、在府中の大名五十人が酒井忠世邸に集められ、秀忠付年寄の本多正信と酒井忠世に宛てて起請文を提出した。

### 【起請文③】

敬白 天罰霊社起請文前書事

- 一、奉対 両御所様、不可致別心表裏事、
- 一、对背上意輩、一切不可申談事、

一、被仰出御法度以下、毛頭不可相背申之事、

(神文略)

慶長拾九年九月七日 松平長門守秀就

本多佐渡守殿

酒井雅楽頭殿

これは毛利家文書に伝来する写しである<sup>(15)</sup>。誓約内容は、第一条で両御所(家康・秀忠)に対して表裏別心をしないこと、第二条で上意に背く者と一切関わらないこと、第三条で命じられた法度以下に違反しないこと、の三か条である。「両御所様」(家康・秀忠)への誓約の形式をとるが、宛所の二人は秀忠付年寄であるから、將軍秀忠による西国大名の掌握がより進展したことを意味している。

浅野長晟は九月五日付で山内忠義に書状を送り、今晚、一族で重臣の浅野左衛門佐が酒井忠世邸に呼ばれ、「御法度誓紙之御案文」を渡され、各人も同様に呼ばれたようだが、「誓紙之御案文」が届いていないといけないので写しを進覧するので、明後日の朝、忠世邸にてお会いして御意を得たい、と伝えている<sup>(16)</sup>。ここから、数日前よりあらかじめ誓紙の案文が大名のもとに届けられ、七日に酒井忠世邸に集合するよう指示があったことがわかる。

この起請文提出について分析した大河内千恵氏は、次の四点を指摘している<sup>(17)</sup>。

①幕府からの強制によって書かれた。

②雛形が提示された。

③雛形が提示された場合は、一言一句違わぬように書く。

④提示された神文は江戸幕府において「靈社起請文」と呼ばれる形式であった。

つまり、この起請文は、幕府からの強制により諸大名が書かされたものであり、<sup>(18)</sup>自発的に提出されたものではない。

かった。江戸では九月上旬に諸大名が豊臣方に寝返ることのないよう、周到に大坂出陣に向けての態勢づくりがなされていたのである。黒田家文書のなかにこの起請文の写しは伝来しないが、酒井邸に集められた五十人の人数のなかには、当然、黒田長政も含まれていたとみなされよう。

一方、駿府で鐘銘文が問題になったことにより、片桐且元が鐘銘文の選定者である南禅寺僧侶文英清韓を伴って駿府に下り、八月十七日に丸子宿に到着し、清韓長老はその場で拘束された。且元は十九日になって駿府入りを許され、二十日に本多正純と金地院崇伝が且元の屋敷を訪ね、鐘銘をすり潰すこと、布施の具体的な作法、また且元に不届きがあったと家康が思っていないことなどを伝えられたが、家康への対面は許されなかった。

且元は三週間近くを駿府に滞在したのち、九月十二日に駿府を立ち、十八日に大坂に戻り、事態の解決策として、①秀頼が大坂城を出て、伊勢か大和に移る、②秀頼は諸大名と同じく駿府と江戸に参勤する、③母（茶々）を江戸に人質として置く、という三つの条件を秀頼に伝えた。これにより、秀頼側は且元を裏切り者としてみなすようになり、九月二十三日には且元の暗殺計画がもちあがる。これを察知して出仕を絶った且元は、十月一日に大坂城を退城し、十月上旬には大坂城が籠城の準備をしていることが取沙汰され始める。<sup>(19)</sup>

これらの動向と比較すれば、九月初旬の段階で徳川方が西国大名に一齐に起請文を書かせたことは、徳川方が大坂の陣への準備を着々と進めていたことの証左となる。細川忠利は起請文③を提出した九月七日付で豊前中津にいる父・細川忠興に書状を送り、起請文③提出の事実を報じた。十月三日にこれを受け取った忠興は、「東西御矛楯は必定なるべし」と考え、内々の陣用意に着手したと伝わる（『綿考輯録』）。このことも、起請文③の提出が大坂の陣に向けての準備であることを諸大名たちに予測させるに十分な出来事だったことを意味している。<sup>(20)</sup> この起請文一齐提出の政治過程は、従来の大坂の陣を説明した研究のなかで簡単に触れられる程度であったが、徳川方が大坂の陣に向けて着々と準備を進めていたことを示す重要な戦略としての意義を位置づける必要がある。

さて、江戸城石垣修築普請は九月中に終了し、九月十五日から十七日にかけて助役大名に慰労の品が贈られた。これに先だち、播磨姫路の大名池田利隆は帰国を許され、九月十八日には駿府に到着し、家康に対面した。『当代記』には「何ぞ仰せを蒙ることあるか」と、家康から密命があったことを示唆している。池田利隆は摂津尼崎城主の建部政長と姻戚関係にあった。家康はすでに五月二十一日に利隆の甥の池田重利を尼崎代官に任命して播磨の軍勢を尼崎警備のために派遣させていた（『駿府記』）。このことも家康が大坂の陣のために進めていた準備の一環として重要な意味をもつが、池田利隆にはさらに建部氏と協力して尼崎から兵庫にかけての一带を押さえる役割が期待されていたのである。

十月四日には、江戸に残されていた他の大名たちの帰国も許され、出陣の準備をして大坂に集結しよう命じられ、東国大名には江戸に急ぎ集結するよう命令が出された（『当代記』）。こうして陣立てを調えた秀忠は、十月二十三日に江戸を出立して神奈川、二十四日藤沢、二十五日小田原、二十六日三島、二十七日は江尻より供奉の人数二百四十人のうち三十余人を率いて先を急いで清水まで行き、二十八日掛川、二十九日吉田、十一月一日岡崎、二日名古屋、三日大垣、四日柏原、五日佐和山、六日永原に到着した。ここで後兵をまち、九日膳所、十日伏見という行程をとった（『御年譜』）。通常は一ヶ月をかける江戸―伏見間を十七日という急行であった。

家康は秀忠の軍勢が上洛するまで開戦をまつので、軍を疲弊させないよう十分な休息をとって進軍するようにと繰り返し伝えたが、関ヶ原合戦に遅参した苦い経験をもつ秀忠は、日に夜を継いで上洛を急いだ。これに従った榊原康勝の書状によれば、一日に十七、八里から二十里を進んだので、多くの者が草臥れて続かなかつたと伝えている。<sup>(21)</sup> 秀忠は伏見に着いた翌々日の十二日に、家康のまつ二条城に入った（『御年譜』）。

### 三 江戸に残された黒田長政

西国大名のうち加藤嘉明・黒田長政・福島正則の三人は、將軍秀忠への從軍を許されず、江戸に残された。黒田家の正史である『黒田家譜』（貝原益軒編纂）では、「此三人は秀吉公の旧臣成しかば、秀頼に敵して彼を攻ん事、さすがに忍びず難しければ也」とある。秀吉の旧臣として秀吉の子秀頼を攻撃するのは心情に堪えないからという説明になっているが、長政が三度に及ぶ起請文を提出したことを前提に置けば、そのように繰り返して誓約してもなお豊臣方との深い関係を疑われていたということになる。

ここでさらに注目したいのは、秀忠が江戸を出発した十月二十三日付で長政が九か条におよぶ長文の起請文を本多正信に提出したことである。

#### 【起請文④】

敬白天罰靈社起請文前書之事

- 一、对秀頼弥厚得御意申儀聊以無御座候事、
- 一、於自今以後者秀頼江可致不通候事、
- 一、去重陽之為御祝儀秀頼御袋よりと御座候て小袖二重、大野修理・大藏卿書状にて賜置候、兩御所様御目見トシテ罷上刻、秀頼江見廻申候得ハ、城中二而自然二御小袖など賜候儀御座候、為御祝儀賜候儀者初二而御座候、右之小袖賜候時者惣並之御音信と存、修理迄相応之返事仕候、至只今行当反故之内相尋申候処、修理誓紙見出申候条、則差上申候、大藏卿文ハ見出申候、文體は修理状と同前御座候、此状之外ハ修理・大藏卿兩人共二初中後書札之取易仕候儀、覚不申候、勿論修理使者ニも逢不申候事、

〔一、惣別大坂衆之内、片桐市正・郡主馬・伊丹惣兵衛・野々村伊予・悦可、此五人之外、拙者罷上之節、尋申衆も

無御座候、」

一、大久保相模守・山口但馬縁辺之儀御改之刻善悪二付一言も差出不申候事、

一、拙者儀去年之春御暇被下罷上砌、相模守所江參、拙者むすめ縁辺并淡路守身上之儀、本佐渡へ申達候而相談候而可賜之由申候、此外二ハ相模守手前之儀少も不申出候事、

一、相模守御改易以後其身之儀不及申上、彼一類も使者書状二ても一切不申通事、

一、向後相模守并一類中不通可仕事、

一、先年一乱之刻取置申候誓紙ハ御覚書、佐渡守迄申達候、夫より以後、不依大身小身誓紙之儀不及沙汰、弥厚可申談との儀、書状も取易申候儀無御座候、

右偽於申上は神文

慶長十九年十月廿三日

本<sup>ホ</sup>田<sup>ノ</sup>佐渡守殿

第一条では豊臣秀頼を名指し、かつ呼び捨てにして、これまで厚い御意を得たことはないとし、第二条では今後秀頼と好を通じることとはない、と誓約した。

第三条では、重陽の祝儀として秀頼の母浅井茶々から大野治長と大藏卿局（治長生母・茶々の老女）を通じて小袖二をもらったが、これは家康と秀忠を見舞うために上洛した際に秀頼を見舞ったところ、自然と小袖などをもらったもので、「御祝儀」として初めてもらったものであるが、総並の音信、つまり特別な贈答ではないと心得て、治長まで相応の返事をした。反故のなかを探したところ、治長の誓紙があったので提出する。大藏卿局の文はみつからないが、文体は治長の書状と同様であり、大野治長・大藏卿局ともに初めから終りまで書札を取り交わしたことはなく、もちろん治長の使者にも会っていないと断言した。

第四条は三奈木黒田家本、崇福寺本には記載がないが、三宅本その他の写本には記載があるので補ったものである。総じて大坂方では、片桐且元・郡宗保・伊丹宗兵衛・野々村雅春・悦可の五人の他は訪問することはない、と長政が交流のある大坂方の人物を示した。

第五から八条は大久保忠隣の改易にかかわるもので、いまだにこの問題が長政の身上に影響を与えていることがわかるが、ここでは深く立ち入らない。<sup>(22)</sup>

第九条では、起請文①以来の懸案事項である関ヶ原合戦前後の長政の交友関係が確認され、それ以後も大身・小身によらず誓紙を交わすような人物はいないと誓約した。

ここでの問題は、長政が茶々から歳暮の小袖を祝儀として物並にもらったこと以外は、秀頼と交流をもったことではないと証言したことである。

しかし、たとえば慶長十三年に秀頼が疱瘡を煩った際には、長政は家老の黒田美作守一成を派遣し、病氣快復の祝儀の進物を調べている。<sup>(23)</sup>

#### (追而書略)

一書申遣候、秀頼様御疱瘡御本復之為御祝儀、美作守上せ候、進物以下之儀、此者申次第可相調候、其方手前二有之銀子とも、美作守二渡候て爰元下可申候也、

三月十七日 長政

#### 四宮市兵へ殿

また、次の書状は年末詳ではあるが、長政が秀頼へ口切の茶会にあわせ、松の落葉五十俵および古賀梨百を進上したものである。宛所は、長政が交流のあることを認めていた郡宗保である。<sup>(24)</sup>

一書申入候、仍秀頼様へ御口切之時分候間、松の落葉五十俵進上申候、并古賀梨百上ケ申度候、可然候ハ、



大坂冬の陣開戦までの西国大名の動向

御披露候て可被下候、門主へも申入候間、被仰談候て可給候、其地御無事之儀候哉、此方無異儀候間、可御心安候、尚期後音候、恐惶謹言、

九月二日 黒筑前守

長政（書判）

郡主馬 人々御中

なお、福岡市博物館が所蔵する黒田家文書のなかには、豊臣秀頼発給黒印内書は一点も伝来していないが、近年、黒田長政宛の豊臣秀頼黒印内書の原文書が発見された。<sup>(25)</sup>

為歳暮祝儀

呉服三到来遠

路令祝着候猶

片桐市正可申候

謹言

極月廿四日（黒印）

黒田筑前守殿

これは、長政が秀頼に歳暮の祝儀として呉服三重を送ったことに対する秀頼の返礼状である。こうした内容のものを偽文書として作成する必然性も見出しにくいいため、長政が慶長期に秀頼と交流をもったことがないというのは、明らかに偽証であると判明する。

また、長政が証拠として提出した大野治長の書状とは、次のようなものである。

大野修理より参ル書状之写

其後久不申上候、然者從御袋様九日之御祝儀御小袖被進候、其許長々御普請御苦勞被思召候、能々相心得申入候得と御意御座候、大藏卿方よりも文にて被申上候、御普請いつ比御隙あき申候哉、無御心元被思召候、頓而可被御上洛候間其刻可得御意候、猶使者可申上候、恐惶謹言、  
尚々御普請出来仕候哉、無御心元被思召候、已上、

月日 大野修理太夫

黒田筑前守様

以內膳正申入候儀御得心別而満足申候、然ハ御公儀之事者不及是非候、其外之儀対貴所聊無疎略以来迄見放申間敷候、愛宕八幡日本之神相違有間敷候、恐惶、

十月廿三日

大野の書状に日付はないが、九日の祝儀というので、重陽にかかわるものとなる。九月にまで及ぶ長い普請であり、また、片桐且元でなく大野治長が添状発給を担当していることなどから、慶長十九年の江戸城修築普請に際してのものである可能性が高い。奥書は長政によるもので、起請文④とともに大野の書状を提出した際に付けられたものだろう。

内容は、普請中の長政のもとに茶々から小袖が届けられたことになっているが、起請文④では長政が家康・秀忠への目見えをする際の途中で、大坂城の秀頼を見舞った際に小袖を与えられたと説明していた。したがって、明らかに状況が齟齬しており、ここからも長政の嘘が明らかとなる。

このように秀頼との関係を疑われ、江戸に残留させられた長政であったが、本多正信との良好な関係が構築されていると判断したのだろう。残留当初の長政に緊迫した様子はない。次は、国元福岡にいる嫡子忠之の教育係林五介に宛てて長政が十月十日付で送った書状である(傍線部筆者補)。<sup>(26)</sup>

徳松事、此地召寄候、なにも可為不道具候間、右衛門佐道具を取候て先仕立可上候、委細内蔵允可申候、右衛

門佐論語読候事相済候由候、左候ハ、来春ニかけ候て三略成共大学成共読せ可被申之由、吉祥院可申候也、

まず、妾腹の次男政冬（徳松、のち甚四郎、母は筑紫氏）を江戸に下すようにと指示がある。もし政冬の道具が間にあわないなら、忠之（右衛門佐）の道具を使うようにせかしており、政冬を人質として江戸に置く予定だったのだろう。「大坂冬陣記」十一月二十七日の条には、長政の子息政冬が大坂に到着し、在陣中の將軍秀忠に目見えを許され、兄忠之の「所勞（病氣）」により、かわりに政冬が江戸に赴くため参上した旨を言上しており、右の書状が慶長十九年であることが裏づけられる。

つまり、次男を江戸に召喚した点では危機打開策を講じているが、後半（傍線部）では忠之の論語学習が終われば来春にかけて三略または大学を読ませるようにと手習い師匠の吉祥院への指示を出している。よって、政冬の言上にある兄忠之が病氣というのも方便だったと判明するし、長政は嫡子の大坂出陣を予定していなかったこともわかる。

長政が忠之に対して、万事を打ち捨て、少人数にて急ぎ上洛するようにと命じるのは、十一月二十日付の書状である。江戸と大坂では情報伝達に時間差があるとはいえ、すでに大坂では戦鬪の真ただ中であつた。長政がここにいたって他の大名並に嫡子を大坂に向かわせる決断をしたのは悠長といわざるをえない。

一方、長政が四度の起請文を書き、徳川方に忠勤を誓い続けたにも関わらず、江戸に残留させられたという経緯が明らかになれば、徳川方は満を持して大坂に向けて出陣したのではなかったことになる。つまり、豊臣系大名が連携して大坂方に寝返る危険が皆無ではないことを案じ続けていたのである。

逆にいえば、豊臣系大名が徳川ではなく秀頼に加担する危険を現実の問題として受け止めていた徳川方は、諸大名に一斉に起請文を書かせて秀頼の孤立化を図ったが、それでもなお豊臣系大名の裏切りへの不安を完全に払拭す

することはできず、長政たちを江戸に残留させて大坂の陣に向かったのである。

#### 四、慶長十九年の島津家久の動向

島津家文書には、豊臣秀頼黒印内書の原文書三通が伝来する<sup>(28)</sup>。年頭が二通と慶長十六年の二条城会见後に祝儀として太刀一腰・馬代銀子十枚并帷子三十内単物十五を送ったものである。また、年頭の一通は、「旧記雑録後編」で慶長十九年二月二十一日発給の豊臣秀頼黒印内書と内容が一致するので、同一のものではないかとみられる。したがって、島津氏は大坂の陣の直前まで豊臣秀頼と交流を続けていたことになる。

ところで、「旧記雑録後編」には、慶長十九年九月七日に江戸で西国大名が提出した起請文③と同じ日付・内容の起請文の写しを伝えている。「家久公御譜」によれば、実際にこの起請文は九月に提出されたものと理解されている。

しかし、このとき当主の島津家久は在国中であり、いつ、どこで、この起請文を作成して提出したのが疑問となる。日付を九月七日にさかのぼらせて書いた可能性もあるが、そのようにして作成された起請文の効力には疑問がもたれる。というのも、江戸で酒井忠世邸に集められた大名が起請文を一斉に提出させられた様子からみて、在国中の島津にも西国大名の一人として九月七日当日に起請文を厳密に書くことが求められたのではないかと考えられるからである。

その前提にたてば、江戸から鹿児島までの連絡は急いでも一ヶ月程度を要するので、幕府が家久に起請文提出を求めた書状を送ったのは八月上旬を下ることはない。起請文を九月七日付で作成し、提出することを承知した旨の請状を江戸に返送する日数を考えれば、さらに七月上旬には鹿児島に向けて使者が出発し、八月上旬に家久の請状を携えた使者が鹿児島を発して、九月上旬に江戸に到着したあとに、九月七日の一斉の起請文の提出になった可能

性もある。

先の黒田長政に対する起請文提出の時系列に照らせば、七月の段階から幕府は長政の交流のある人物を洗い出し、豊臣系大名が連携して秀頼に加担しないように画策していた。その用意周到さからして、右のような対応を講じたのが一人黒田長政だけであったとは考えにくい。徳川方は豊臣系大名を個別に取り込んだのちに、その総決算として九月七日付での起請文の一齐提出にこぎつけたということだったのでないだろうか。

以上は、あくまでも黒田長政の動向から推定した仮説であり、検討の余地は多いにあるだろうが、島津家文書に起請文③の写しが伝来している理由を考えることは、大坂の陣の前に徳川方がとった西国大名の掌握方法を解明するうえで重要であり、これを無視することはできないため、あえてここに一つの仮説を提示するものである。<sup>29)</sup>

島津家久は、伴天連追放のため長崎に駐留していた幕閣の山口直友に八月五日付で書状を送り、家康が今月必ず上洛するとの情報を得たので、山口のもつ情報を知らせよう依頼した。その情報を知らせる書状が駿府から出されたのは七月中旬頃とみなされるから、徳川方はやはり七月段階ですでに島津氏に不安を抱かせるような行動を開始していたことになる。

一方、豊臣秀頼が島津家久に自筆の書状を送り、至急の上洛を要請するのは九月二十三日である。すなわち、家康が大仏供養の件で機嫌を悪くしたので、種々断りをいれたけれども、大仏の件を差し置いて、片桐且元をもつて、①大坂の城を明け渡すか、②江戸に屋敷を得て諸大名のように詰めるか、③母（茶々）を人質として江戸に詰めるか、この三つの一つを選択するよう求め、もしこれに同意しなければ秀頼を大坂に置くことはできず、関係の修復もできないと性急に伝えてきた。秀頼としては一か条も同心できるはずはなく、且元が返事を急ぐので、とりあえず返答の使者として且元を駿府に下すが、家久を心より頼みとしているので、急ぎ上洛してほしい、というものである。また、同日付の別状で、証拠のために正宗の銘の脇差を使者高屋七郎兵衛に持たせて送るとしている。

同日付では、大野治長や同治房（治長の弟）も家久の上洛を要請する書状を送った。

しかし、島津家久がすでに九月七日付で起請文③を国元で作成し、江戸に向けて提出していたとすれば、秀頼の要請に応じることができなかつたことは容易に理解できる。家久は十月十三日付で大野治房に宛てて書状を送り、「秀頼様」の上洛要請に対しては尊重すべきであるが、島津家は先年の関ヶ原合戦で「太閤様御一筋」に粉骨を尽くして合戦に敗れた。その後、天下が家康のものとなってから受けた徳川の高恩は数年になるため、正宗長銘の脇差は返上するので、よろしく披露を頼みたい、と返答した。同日付で家久の父島津維新（義弘）は家臣の江田藤右衛門入道に書状を送り、大坂の雑説が種々聞こえてくるが、家久は別儀なく「東国御一味」に決していると、早くも徳川方に加担する決意を伝えている。その三日後の十月十六日付で、家久は七か条の覚を作成し、案書を山口直友に送り届けた。その内容は、①大坂は「御謀反」であること、②世上がどうなるかと、島津は「関東」へ一筋の奉公に定めたこと、③数年の「御所様」（家康）の厚恩は下々まで失念しないこと、④大坂への陣用意の覚悟をしたこと、⑤弓矢の用意に油断のないこと、⑥入らざる「花麗」を停止すること、⑦他国人を抱えず、不審者は報告し、境目は遠慮すること、とした。この他、家久は豊前小倉の細川忠興、播磨姫路の池田利隆にも書状を往復し、情報を手入している。

そのようななか、京都滞在中の家康のもとで諸事を差配していた板倉勝重・成瀬正成・安藤直次・本多正純が十月二十五日付で連署状を家久に送り、家康が二十三日に京都に到着したので、島津も早々に大坂へ出張せよとの家康の意向であり、將軍秀忠も数日中に上着する予定と通達してきた。この連署状は、十一月十一日までに鹿児島に届いたようである。「慶長十九年日記」によれば、十一月十一日に家久の大坂出張が合議され、陣中法度が定められているからである。

その間にも、十月十五日付で浅井茶々や大野治長から再び協力を要請する書状が出され、十一月一日に家久のも

とに届けられたが、翌日付で家久は先に送ったのと同様の返書を送り、「太閤様御一筋のご奉公を当家は一篇尽くしており、関ヶ原合戦後に大御所様（家康）から取立てられた御恩は多年にわたるので、今回は加担できない」と送り返した。

家久は家老二人を少人数にて大坂に向かわせ、自身は十一月十七日に鹿兒島を出発した。しかし、船の手配や風待ちをしていて中々先へ進むことができないでいた。十二月五日には日向に向けて出船の風待ちをしていたが、そこに十一月十八日付で島津惟新（義弘）に宛てた秀頼書状、および織田有楽書状、家久宛の大野治長書状を携えた使者武井利兵衛が到着した。

今度爰元籠城之様子有楽・大野修理従両人方可為演説候、然者太閤以来年来之因於不被相忘者、是非共一途忠節可為感悦候、猶陸奥守・又四郎両所へも可被相意得候、恐々謹言、

「慶長十九年」

十一月十八日 秀頼御判

惟新老

この秀頼書状は「旧記雑録後編」によれば「在官庫」とあるが、現在は確認することができない。差出には「秀頼御判」とあり、これは黒印か書判かを判断できないが、上所は「恐々謹言」を用いる丁寧な書札礼である。<sup>31</sup>同日付で織田有楽は惟新、大野治長は家久に書状を送り、大坂城の軍備は十分であるから、気づかいなく上洛するように伝えた。

しかし、家久は使者を家臣に捕縛させ、家臣別府信濃守に連行させて大坂天王寺の徳川方の陣場に送り届けさせた。以上のように、島津家久が豊臣秀頼の上洛要請を断る姿勢に迷いはなく、迅速に対応していた。家久は関ヶ原合戦で敗者となった島津家に対する遺恨を捨て、取立ててくれた家康の御恩には逆らえないことを理由としていたが、



別の問題としては慶長十八年六月には家久の同母妹千鶴をその娘とともに人質として江戸に下らせていたこともあろう。大坂の陣に向けての徳川方による島津家の直截的な取り込みは、この段階からすでに始まっていたのである。

家久が鹿兒島を出立する千鶴に宛てた慶長十九年六月二十三日付書状には、「当家の質として、関東へ参らるべきよし申候つるところに、少しも次第なく、すなはち了承、ことに母子共に、遙かなる武蔵の江戸まで越され候、忠孝これに過ぐまじく候、誠に当家三十代に及び候へども、かやうなる例御入候ハす候、一身を投げうたれ、万心遣ひははかりなき事にて候へども、後の代迄の名誉感じ入候」(原文は仮名書)とあり、千鶴の苦勞と献身的な姿に深い感謝の意を伝えている。<sup>(32)</sup> 家久としては、千鶴を人質として徳川に渡した段階で、すでに事が起これば豊臣方とは縁を切る意思を固めていたのである。起請文<sup>(3)</sup>の提出は、さらに強固な縛りとして島津家の行動を制約し、家久に反秀頼の迅速な行動をとらせることになった。

### おわりに

徳川家康は慶長十九年五月にイギリスより大砲や玉の材料となる鉛を大量に購入し、<sup>(33)</sup> 大坂の陣に向けての準備を着々と進めていた。七月中旬頃より方広寺大仏殿に関して難題を大坂方に持ちかける一方で、江戸では九月七日に江戸城普請のため在府していた諸大名から一斉に起請文<sup>(3)</sup>を提出させて態勢を固めた。九月中旬に普請を終えると、西国大名たちには大坂の陣への準備を命じて帰国させた。その後、九月二十三日に大坂城で片桐襲撃事件が未遂に終わると、この情報は当日付で駿府と江戸に報告され、十月三日には早くもその旨を知らせる老中奉書(本多正純・酒井忠世・土井利勝)が東国の諸大名に出され、<sup>(34)</sup> 武具を調べて早々江戸に参上するよう命じられた。

このような徳川方の一連の動きをみれば、秀頼はまさに家康に出し抜かれた状態に陥っていたといわざるをえない。



(35) 秀頼が島津家久に援軍要請をおこなうのは、且元襲撃事件が取沙汰された九月二十三日である。その後、十月九日には家康家臣の徳永昌重に書状を出し、片桐且元が秀頼に対して不屈きがあったので折檻したことに對し、家康が腹を立てて出馬するのは了解しがたく、家康・秀忠に對して秀頼が野心を抱いていない旨を伝えたが〔駿府記〕、そのようなことで家康の決意を翻せるはずもなかった。こうして大坂方は籠城戦に突入する。

秀頼は島津氏以外の大名にも援軍要請を求めたが、これに應じる者はいなかった。その最大の理由は、西国大名がすでに秀忠に對して忠勤を誓う起請文③を提出していたことであつた。また、黒田長政に至つては個別に交流関係が調査され、繰り返し起請文を提出させられた。在国中の島津家久には、在府の大名と同様に九月七日付起請文③の提出を求め、島津氏が豊臣方に加担することのないような手段があらかじめ講じられていた。つまり、なぜ諸大名が豊臣秀頼の援軍要請に應じなかつたのかといえ、それは徳川方が諸大名を秀頼から引き離す策略を早い段階から巧妙に仕組んでいたからだといふことになる。

徳川方が大坂冬の陣への政治過程を進めるにおいて、重要な役割を果たしたのが起請文である。起請文という手段で諸大名の行動を拘束するという経緯は、豊臣秀吉が関白豊臣秀次を自害させたあと、起請文によつて諸大名に秀頼への忠誠を誓約させ、その死に際に至るまで起請文を繰り返し提出させた経緯との類似を想起させる<sup>(36)</sup>。関ヶ原合戦では、起請文を書いたことを理由に島津氏は石田方に加担せざるをえなかつたことを家康に弁明しており、義を重んじる島津のような大名に對して起請文が効力を發揮することは実証されていた。徳川方は秀吉と同じように、諸大名を積極的に起請文によつて縛りつけていったのである。

徳川方にとつて戦略的に重要な起請文の提出は、慶長十六年（一六一一）の三か条の誓紙である。これは後陽成天皇讓位の際に家康が西国大名に提出させたもので、徳川將軍家への忠誠を誓約させた。これも豊臣秀吉が天正十六年（一五八八）四月に後陽成の聚樂行幸を実現させるに際して、織田信雄以下の大名に起請文三か条を提出させ、

秀吉の意に背かないことを誓約させたことにならうものだろう。ここで諸大名が家康に対して三か条の誓紙を提出したことにより、諸大名は豊臣公儀ではなく徳川公儀への奉公を誓う体制へと移行したのである。翌年には東国大名に対しても、同様の起請文提出が要求された。

その点では、慶長十九年の九月七日付起請文③の提出は三か条誓紙の再確認であったにせよ、將軍の拠点である江戸において將軍秀忠に向けて西国大名に誓約させたという点が重要である。これとは別に黒田長政のような豊臣系大名に対しては、その交流関係が洗い出され、繰り返し起請文を提出させた。これが徳川からの強制によるとする史料はないが、起請文提出をうながすような強制力が働かなければ、これほどまでに長政が繰り返し起請文を提出する必然性はない。起請文③の提出だけで十分ではないだろうか。つまり、長政に対しては、繰り返し起請文を提出させるように仕向ける徳川方の強制力が働いていたとみるべきだろう。

そのうえで、加藤嘉明・黒田長政・福島正則ら豊臣系大名は江戸に残留させられたのである。十月二十三日に將軍秀忠は大坂に向けて江戸を出立するが、その同日付で長政は通算四度目の起請文④を提出し、秀頼との関係を絶つことを誓約した。このような度重なる起請文提出の経緯をみると、そこまで長政を起請文で縛らなければ徳川方は不安だったのかということになる。すなわち、大坂の陣に向かう徳川方は大坂城の豊臣秀頼が孤立しているとは考えておらず、豊臣系大名が連携して秀頼に加担し、徳川方を裏切るかもしれないことを心底から恐れていたのがある。

以上、大坂の陣に至る過程で諸大名が提出した起請文については、従来の研究で触れられることはあっても、その政治的意義を十分に位置づけてこなかったといえる。今後はこの政治過程を位置づけたうえで、大坂の陣の意義が再評価されることを期待したい。

最後に、翌年に生じた大坂夏の陣で、長政は五度目となる起請文を提出したことに触れておく。

大坂冬の陣開戦までの西国大名の動向

起請文前書之事

- 一、拙者儀羽柴左衛門方と入懇仕候通世間沙汰御座候様承候、一切左様ニ而無御座候、先年一乱以後然々不申通事、
- 一、先年那古屋御普請之時平岩主計頭振廻申候節、各被參付而御普請衆数多同心ニ而左衛門大夫も拙者所へ被參、其後従是も右之衆同道申振廻ニ參候、近年之儀ハ彼方へ見舞為申たる儀も無御座候、此方尋被申儀も無御座候、使者・書状ニ而も不申通候、路次にて参会之時は大躰之挨拶被仕候、拙者よりも同前御座候ソル事、
- 一、自今以後之儀も使者・書状ニても申通間敷事、

右於偽者忝も神文

慶長二十年卯月七日

本多佐渡守殿

第一条に名があるように、長政は福島正則との交流は一切なく、あつたとしても尾張名古屋普請の際に平岩親吉を振る舞つた際に正則もその他大勢とともに来邸し、その後は同じように振舞に出かけただけであり、その他には一通りの挨拶をする程度であると誓約した。この起請文提出が強制的なのか自発的なのかは判断に迷うところだが、ここに至つて豊臣系大名たちは秀頼との連携のみならず、相互の連携をも断ち切らざるをえないところまで追い込まれたといえるだろう。

註

- (1) 慶長期の豊臣秀頼の政治的地位を高く評価する笠谷和比古氏の『関ヶ原合戦と大坂の陣』（戦争の日本史17、吉川弘文館、二〇〇七年）では、「大名には応じる者はいなかった」（二一六頁）とし、曾根勇二氏の『大坂の陣と豊臣秀頼』（敗者の日本史13、吉川弘文館、二〇一三年）でも、「大坂方の招きに対し、諸大名でそれに応じる者は一人もいなかった

た」(二二八頁)と従来の評価を踏襲している。

- (2) 近年、藤井讓治『戦国乱世から太平の世へ』シリーズ日本近世史①(岩波新書、二〇一五年)は、大坂の陣をもって「天下太平」の世が到来したとする歴史認識があったことを指摘している。また、八代將軍徳川吉宗は享保二十年(一七三五)に神祖徳川家康が天下一統を果たした「乙卯」の年にあたることから、同年五月十一日に祝宴を催している。関ヶ原合戦の生じた慶長五年(一六〇〇)は「庚子」であり、慶長二十年が「乙卯」であった(拙著『江戸時代の武家社会』校倉書房、二〇〇五年、一六頁)。

- (3) 詳細は、平成二五〜二七年度文部科学省科学研究費基盤研究(C)研究成果報告書『慶長・元和期の豊臣「公儀」変質過程の研究——豊臣秀頼発給文書の分析——』(二〇一六年)を参照。

- (4) 黒田長政が発給した一連の起請文は、『黒田御用記乾坤・長政公御書出令條』(九州史料刊行会、一九五五年)の「長政公御書出令條」に翻刻されている(ガリ版)。現在入手困難のため、平成二三〜二六年度科学研究費補助金基盤研究(A)研究成果報告書『法令・人事から見田近世政策決定システムの研究』(研究代表山本博文、二〇一五年)において「近世初期福岡藩の法令伝達」として、筆者が全文を翻刻紹介した。ただし、九州史料刊行会が底本とした善本である三奈木黒田家は所在不明であるため、近世後期の写本である「土屋敷割 古事條目」(福岡市総合図書館所蔵三宅剛照資料)を底本とした。本稿では、九州史料刊行会による翻刻文の不明な箇所を崇福寺本で校訂した翻刻文を載せている。

- (5) この「御所様」とは徳川家康の可能性もあるが、起請文の提出先が本多正信であること、また誓約した内容が徳川秀忠付年寄の大久保忠隣にかかわるものであることから、秀忠のことと判断した。

- (6) 崇福寺本では、この日付を「慶長十九年四月十三日」とするが、三奈木本、その他の写本でいずれも「慶長十九年四月十二日」としているので、四月十二日のままとした。

- (7) 『黒田家文書』一、二二五―一文書の解説に参考として掲げている。なお、同解説では、第四条目の「將軍様大坂へ御打入之年」とあるところを大坂の陣の記述と考え、本文書を元和年間以降に作成されたものと推定しているが、第四条では続いて「以大相州、將軍様へ誓紙上申」とあり、これは「大久保忠隣を通して將軍秀忠へ誓紙を提出した」と解釈すべきである。大久保忠隣は慶長十九年正月に改易されているから、本起請文の提出が慶長十九年を下ることは

大坂冬の陣開戦までの西国大名の動向

大坂冬の陣開戦までの西国大名の動向

ない。よって、第四条は関ヶ原合戦後に秀忠が大坂城に入ったことを指すものであり、本文書は一連の起請文が本多正信に提出された際、つまり慶長十九年に作成されたものとするのが妥当である。

(8) 『黒田家文書』一、二二二―一三三文書。内包紙に「吉川殿・伊兵部殿・さがらなどより来ル誓紙、本佐渡へあげ申候其跡書也、又佐渡殿へ我等より進之候書物も有之也／封／せいしかき物の案紙也」と上書がある。

(9) 『黒田家文書』一、二二二―一〇一號文書。

(10) 長政はこれ以外にも吉川広家と起請文を交わしており(『黒田家文書』一、二二六―一三三號文書)、ここから明らかに偽証であることがわかる。

(11) 『黒田家文書』一、四〇號文書。

(12) 『黒田家文書』一、三九號文書。

(13) 起請文は条文は奇数であることが一般的であるから、起請文②Aは写しが作成される際に条文が落とされた可能性がある。

(14) 方広寺鐘銘事件は徳川方が家康を呪詛するものであるとの難癖をつけたものとする評価は従来からあるが、その行動を起こす前提として徳川方が江戸で進めていた豊臣系大名の個別把握の戦略を位置づけることで、その作為性がより明らかになることを強調しておきたい。

(15) 『大日本古文書・毛利家文書』四―一四二五號。

(16) 『山内家史料 第二代忠義公紀』第一編(山内神社宝物資料館、一九八〇年)。

(17) 大河内千恵『近世起請文の研究』(吉川弘文館、二〇一四年)、二二―三頁。

(18) 毛利秀就の慶長十九年九月十四日の書状では『毛利家文書』四―一四二四、「御意二而、酒井雅楽助神文仕候、各大名衆被仕候」、同年十月三日の細川忠興書状(『綿考輯録』)では、「其地諸大名衆誓紙被仰付候由、左様二可有之と存而候事」とあり、起請文は將軍の「御意」によるものであり、命じられた(「仰付」とする認識が示されている)。

(19) これらの政治過程については、曾根勇二『片桐且元』(吉川弘文館、二〇〇一年)、拙著『淀殿』(ミネルヴァ書房、二〇〇七年)など。

(20) 細川忠興は十月一日付で島津家久に書状を送り、大仏の鐘銘の件で家康が立腹し、片桐且元が駿府に下ったが、対面を

- 許されず、その一方で駿府の使者として大坂に戻り、大坂が騒動している様子を伝えている（『旧記雑録後編』巻七〇、一一七八号）。この情報に加えて、江戸では起請文提出があったことを知り、このような認識に至ったと考えられる。
- (21) 榊原家史料。福田千鶴「榊原家史料伝来の加藤清正書状」（『九州産業大学国際文化学部紀要』四三、二〇〇九年）。
- (22) 大久保忠隣の改易については、不明な点が多い。これらの諸点からすれば大坂の陣との関係から見直す必要があることを示唆しているが、他日に期したい。
- (23) 『福岡県史』近世史料編福岡藩初期上五五三号（西郷家文書）。
- (24) 『福岡県史』近世史料編福岡藩初期上五一号（桧垣文庫）。
- (25) 大阪城天守閣所蔵文書。
- (26) 『福岡県史』近世史料編福岡藩初期下二二八四号（三奈木黒田家文書）。
- (27) 『福岡県史』近世史料編福岡藩初期下二二八五号（三奈木黒田家文書）。
- (28) 東京大学史料編纂所島津家文書マイクロフィルム七四一、七六六、七七六号。
- (29) 浅野長晟が山内忠義に誓紙の案文を届けたように、他の大名家から島津家に届けられた可能性がないわけではない。しかしながら、既述のように「家久公御譜」では九月に提出したとする説をとっている。本稿では、この説にしたがつて本文のように推測したが、なお検討の余地はあろう。
- (30) 以下、島津家に関わる史料は、とくに断らない限り『鹿児島縣史料』旧記雑録後編四による。
- (31) 秀頼黒印状の上所は、「謹言」を用いるのが一般的である。
- (32) 島津家では慶長十年（一六〇五）に義弘の養女（実は家久の異母姉屋地の娘）を人質として江戸に送っていたが、すぐに松平定行（家康の甥）に嫁いだ。島津氏の女性人質に関しては、長野ひろ子『日本近世ジェンダー論——「家」経営体・身分・国家——』（吉川弘文館、二〇〇三年）に詳しい。
- (33) 『慶元イギリス書翰』（異国叢書第四巻、雄松堂出版、一九二九年）。
- (34) 『大日本史料』十二編之十四、十五。
- (35) この点について、秀頼がまるで無策であったかのようにみえるが、これは九月末の段階まで徳川方との交渉を片桐且元が担っていたことをどう評価するかにかかっている。

大坂冬の陣開戦までの西国大名の動向

- (36) 千々石到「靈社上巻起請文——秀吉晩年の諸大名起請文から中山王起請文へ——」(『国学院大学日本文代研究所紀要』八八、二〇〇一年)、谷徹也「秀吉死後の豊臣政権」(『日本史研究』六一七、二〇一四年)。

(付記) 本研究は、JSPS科研費25370813の助成を受けたものです。